

「矯正施設での企業説明会」が開催されました

各矯正施設主催の企業説明会が開催されました。令和6年1月31日(水)に「播磨社会復帰促進センター」、2月2日(金)に「神戸刑務所」、2月27日(火)に「加古川刑務所」で、実施されました。

具体的には、「建設・介護・製造業・小売業」の業種から3社の企業を選び、約30名の就労希望者を1グループ10名程度で3グループ編成し、グループ単位で企業のブースを訪問し、説明を聞いて回りました。1グループの説明は、約30分かけて「業界の紹介・自社PR」と「質問に対する回答」を行いました。企業の説明者が非常に熱意をもって説明を行ったこともあり、また、受刑者も就労希望者に限定しているためか、熱心に聞き、就職を意識した真剣な質問がなされ、30分があつという間に経過いたしました。

受刑者によってはこのまま採用面接に進んで行ったような人物も見受けられました。

説明会終了後の意見交換会では、企業側からも、良いことなのでもっと積極的に開催して欲しい、受刑者の就労意欲満々の姿勢が感じられる、このままで終了するのではなく、採用面接の機会を設けて欲しいとの要望が出ておりました。



『協力雇用主研修会』実施

協力雇用主のマネジメント力向上を目的として令和6年2月1日(木)13時30分から兵庫県民会館で研修会を開催いたしました。6社8名の方の参加をいただきました。

神戸保護観察所 統括保護観察官によるマニュアル「職場適応・定着のために」の解説では、雇用前に抱く不安と、雇用後の業務の教え方や接し方のポイント等を紹介いただきました。続いて、協力雇用主 B社様に「更生保護対象者の雇用を継続していく方策について」の体験談をご披露いただきました。

主たる内容は次のとおりです。覚醒剤の経験者の雇用・定着の例です。

周囲と馴染みのない対象者を、特に本人が現実と幻覚の区別が付きにくい中での対処方法として、会話の中で極力良い点を褒める、頭ごなしにものを言わないこと(頭が混乱する恐れがあるため)、他のメンバーと分け隔てなく話しかける、本人の状況が気になれば部屋まで行って話しかける、一日一日の気分の差が激しいので朝晩に必ず声がけする等ですが、詰まるところ、各局面で気を配り、配慮を続ける事でした。お陰で本人は元気で仕事に頑張っているとのことでした。

最後に意見交換会を行いました。対象者の雇用実績の無い企業が大半でしたが採用に関しての求人方法や対応について質問され、意義のある研修会でした。



この広報誌「更生保護就労支援だより」は兵庫県からの委託事業により作成されています。

更生保護就労支援だより

兵庫県就労支援事業者機構



発行 特定非営利活動法人
兵庫県就労支援事業者機構
〒651-0093 神戸市中央区二宮町4-7-6 NSビル3階301
TEL: 078-855-6252
URL: <http://www.hyogo-syurou.com>

就労支援と再犯防止

神戸保護観察所長 小椋 順一



兵庫県就労支援事業者機構の皆様、兵庫県下の協力雇用主の皆様におかれましては、平素より就労支援を通じ、犯罪や非行をした人の立ち直りに多大なご理解とご支援をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

令和6年2月、警察庁は去年1年間の犯罪情勢を公表しました。刑法犯罪の認知件数は70万3351件で、おととしと比べて10万2020件増えています。認知件数は平成14年の285万4000件をピークに、戦後最少となった令和3年には56万8000件まで19年連続で減少しましたが、その後、増加に転じています。

また、同庁は令和5年10月、インターネットで治安についての意識調査を行い、5000人から回答を得ていますが、「ここ10年で、日本の治安はよくなったと思うか」という質問では、「よくなっていると思う」「どちらかといえばよくなったと思う」が合わせて14.1%だったのに対して、「悪くなったと思う」「どちらかといえば悪くなったと思う」が71.9%にのぼりました。

日本は世界でも犯罪や非行の少ない国として発展してきましたが、近年、減少傾向にあった認知件数は増加しており、国民の期待する安全安心な街から少し遠ざかったように感じられます。

法務省及び厚生労働省は刑務所出所者等の就労の確保のため、刑務所出所者等総合就労支援対策を実施しています。保護観察対象者等に対して、ハローワークと連携し、本人に適した就労支援の方法を検討などした上で、職業紹介や職業相談を実施するものです。

また、ハローワークと連携して、求職活動のノウハウ等を修得させ、就職の実現を図る「セミナー」、実際の職場や社員寮等を見学させることにより、事業所に対する理解の促進を図る「事業所見学会」、実際の職場環境や業務を体験させる「職場体験講習」、試行的に雇用した協力雇用主に対して、最長3か月間、月額4万円(最大)を支給する「トライアル雇用」等の支援メニューを提供しています。

犯罪や非行をした人たちの中には、仕事がなく経済的な自立ができないなどの理由で、再び犯罪や非行に走る人も少なくなく、再犯をした時点で無職者の割合が約7割となっています。そのような人たちの就労を支援し、経済的基盤の確立を促すことで、再び同じ過ちを犯さない健全な社会人として社会復帰することが、犯罪や非行をした人の立ち直りだけでなく、安全で安心に暮らせる街づくりにつながります。

犯罪や非行をした人の立ち直りへの支援、安全安心な街づくりのために、皆様との連携を通じ、就労支援制度を一層充実し、再犯防止を目指していきたいと思っております。ご理解とご支援をお願い申し上げます。

更生保護法が改正されました。

令和4年6月17日、刑法分野の改正法が公布され、就労支援と大きく関係する更生保護法については、すでに昨年の12月に施行され、新たな運用が開始されています。そこで、改正された内容(以下、「新法」という。)について、その概要を説明します。

1 勾留中の人にも生活環境の調整をすることになりました。

犯罪や非行をした人の再犯や再非行を防ぎ、改善更生を促進するためには、まず生活環境を改善することが必要です。他方、勾留中の被疑者の中には、定まった住居がないなど生活基盤が不安定な人が多く、釈放された後に必要な支援を受けることなく再犯に至ることを防止する必要があります。

そこで新法は、新たな取組みとして、第83条の2第1項において、勾留されている被疑者であっても、検察官が罪を犯したと認めたものについて、保護観察所長は、一定の条件のもとで釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができるものと定めました。

2 更生緊急保護が拡充されました。

刑事施設等からの釈放後、改善更生の支援を受けることなく、又は支援が継続せずに生活が不安定となり再犯に至る事案をできるだけ少なくするため、新法は、更生緊急保護について、①対象を拡大(入口段階)し、②期間を延長し、③矯正施設収容中からの申出を可能とする改正を行いました。

ア まず、新法第85条1項6号において、処分保留で釈放された者のうち、検察官が罪を犯したと認めた者を更生緊急保護の対象に追加しました。

これまで、①満期釈放者・仮釈放期間満了者、②保護観察に付されない執行猶予者、③起訴猶予者、④罰金又は科料の言渡しを受けた者、⑤少年院退院者・仮退院期間満了者が更生緊急保護の対象とされてきましたが、対象者を拡大することで、より多くの人に対して、緊急的に必要な援助や保護の措置を実施することが可能になりました。

イ 次に、新法第85条4項において、更生緊急保護の措置のうち、金品の貸与及び宿泊場所の供与以外のものについては、身体の拘束を解かれた後の6月に加え、特に必要があると認めるときは、更に1年6月を超えない範囲内において保護を行うことが可能になりました。

ウ 更に、更生緊急保護の申出は、これまで身体の拘束を解かれた後に行うものとされていましたが、新法第86条1項及び2項において、収容中の者からの更生緊急保護の事前申出が可能になりました。今後、満期釈放者等への早期支援が可能となることが期待されます。

3 刑執行終了者等に対する援助が可能となりました。

これまで保護観察所は、刑の執行を終えた人に対しては、何らの援助もできないという大河で遮られていました。援助することで人権を侵害するおそれが生じるためですが、新法第88条の2において、保護観察所の長は、刑執行終了者等の改善更生を図るため必要があると認めるときは、その者の意思に反しないことを確認した上で、その者に対し、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うことが可能になりました。本人から自発的な申出がない場合でも援助が可能となる根拠を設けた画期的な条文であり、橋頭保としての役割が期待されます。

4 更生保護に関する地域援助が可能となりました。

犯罪をした人に対する息の長い支援を行うためには、保護観察所が自ら必要な援助を行うだけでなく、地域の支援に円滑につなぐことを可能とする地域との連携体制(地域支援ネットワークの構築)が必要です。そこで新法第88条の3において、保護観察所の長は、地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生や犯罪の予防に寄与するため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うことが可能となりました。地域社会とともに更生保護事業を展開しようとする新たな取組姿勢を表す条文です。

被害と加害について思うこと



社会福祉法人 みつみ福祉会

兵庫県地域生活定着支援センター「ウィズ」

所長 益子 千枝

当センターでは、主に保護観察所から協力依頼があった被疑者被告人、受刑者などに対し、地域の支援関係者と連携しながら、社会復帰後に適切な福祉サービスの提供をおこない安定した生活をおこなっていただけるよう支援しています。事業対象になる方については性別、年齢、罪名は問いませんが障害者もしくは高齢者に限らせていただいています。

これまで関わらせていただいた最も年齢が低い方は小学3年生の男の子、ご長寿は90代の方でした。受刑している方については多くの場合、引受けてくれる親族、帰る家がありません。他方、被疑者被告人の段階で関わらせていただく方の場合、引受けてくれるご家族、家があることも稀ではありません。これからお話しするAさんも社会的地位が高いご両親に愛情深く育てられてきた20代後半の男性です。地域生活定着支援センターとの出会いは、私選弁護人からの相談がきっかけでした。Aさんはお仕事からの帰り道に見知らぬ方に対する傷害事件を起こし逮捕されていました。その後の展開でAさんの支援は、ご家族、弁護人に加え検察庁、保護観察所、市役所、市の委託相談支援事業所がそれぞれの役割のもと連携しておこなうことになりました。まだ若いAさんの生活歴を紐解かせていただくと、発達障害の診断と判定を受けたのが今から約3年前のこと。ご自宅内で粗暴な言動があったり、洗剤を飲むなどの自傷的な行動があり精神科の受診に至ったそうです。それまでAさんは、短大まで卒業されていました。就職後、職場で一部の職員からひどいじめを受けており、それを両親にも誰にも言いませんでした。ご両親は愛情故になんとか1人前にさせたい、頑張ればできる、とAさんを励ましていたようです。Aさんが起こした傷害事件といじめられた体験がどの程度結びついているのかどうかは定かではありません。

ただ、Aさんのように加害行為に至る以前に被害体験があったというケースや、障害や特性を理解、配慮されない環境や対人関係の中で生きづらさを感じる方は少なくありません。反省、努力は大事、でもその前に被害体験などに対するケアが必要なのではないかと感じています。ご家族や職場の方、周囲の方が気づいていただいた時に、当センターに限らず、様々な医療・心理・福祉の分野で一緒にお役に立てることがあるかもしれません。

就労支援の主役は、協力雇用主！

(多様な職種の方のご参加をお待ちしています)

- 支援対象者の前歴にこだわらず、一般の労働者と待遇面で差別をすることなく積極的に雇用するなどして、更生保護事業に協力していただく民間篤志事業家。事業所の所在地を管轄する保護観察所に登録していただいています。
- 今すぐ雇用できない事業所も登録可能です。

神戸保護観察所 TEL : 078-351-4015

